

第3節 相続分の譲渡と相続分の放棄

1 三種の相続分と相続分の譲渡

相続分には、前述しましたが、

| | |
|--------|----------------------|
| 指定相続分 | 遺言書で指定された相続分（割合・定数） |
| 法定相続分 | 法律が定める相続分（割合・定数） |
| 具体的相続分 | 遺産分割の基準になる相続分（金額・変数） |

の三種があります。

指定相続分とは、例えば、遺言書で「私は、妻の相続分を $\frac{2}{5}$ 、長男の相続分を $\frac{2}{5}$ 、長女の相続分を $\frac{1}{5}$ と定める。」というように遺言者自身が指定する相続分のこと、一定の割合（定数）で表示されるものです。

法定相続分とは、指定相続分がない場合に適用される、法律で定められた相続割合（定数）をいいます。相続人が妻、長男及び長女の3人である場合は、妻の法定相続分は $\frac{1}{2}$ 、長男の法定相続分は $\frac{1}{4}$ 、長女の法定相続分は $\frac{1}{4}$ になります。

具体的相続分とは、遺産分割での遺産に対する取得分を金額で表示したものです。

これは、前述しましたが、生前贈与や遺贈（これらは「特別受益」といわれます。）の持戻しや寄与分によって、指定相続分や法定相続分が修正された結果の金額ですので、持戻しのなされる特別受益の有無や寄与分の有無及び金額しだいで変わってくる金額（変数）になります。

相続分の譲渡のリスク

相続分の譲渡は可能です。

この場合の、相続分の譲渡とは、本来の相続分（抽象的割合）の譲渡であると同時に、具体的相続分の譲渡でもありますので、注意が要ります。

注意が要るという意味は、具体的相続分がマイナスになっている相続人から相続分の譲渡を受けますと、自分の具体的相続分と合算され、自分の具体的相続分が少なくなり、かえって遺産分割の際に不利になるということです（日本法規出版「現在裁判法体系12相続・遺言42頁参照）。

（例示）

遺産は5000万円という場合、下記の表のとおり、

| 相続人 | 法定相続分 | 具体的相続分 |
|-----|-------|-----------------------|
| 甲 | 1/3 | 3000万円 (修正後2500万円) |
| 乙 | 1/3 | -1000万円 |
| 丙 | 1/3 | 3000万円 (修正後2500万円) |

になります。

なお、各相続人の具体的相続分を算出するための最初の作業では、各相続人の具体的相続分は、計算上、甲が3000万円、相続人乙が-1000万円、相続人丙が3000万円になりますが、具体的相続分がマイナスになる相続人乙は、民法903条2項の「遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。」というだけで、マイナス分を遺産の中に戻すことはしませんので、そのマイナス分はゼロと訂正します。

その上で、他の相続人の具体的相続分の合計額を、遺産額である5000万円と同額にするため、各相続人の具体的相続分を修正しますと、甲の具体的相続分は2500万円、乙の具体的相続分はゼロ、丙の具体的相続分は2500万円ということになります。これが「修正後の具体的相続分」と書いた金額です。

相続分の譲渡後

ところが、乙の相続分が甲に譲渡された場合は、

| 相続人 | 法定相続分 | 具体的相続分 |
|--------------|-------------------|-------------------------------|
| 甲（乙の相続分を加える） | $(1/3+1/3) = 2/3$ | 3000万円 + (-1000万円) =2000万円 |
| 丙 | 1/3 | 3000万円 |

になり、甲の具体的相続分は2000万円になり、丙の具体的相続分は3000万円になるのです。

ですから、安易に他の相続人の相続分の譲渡を受けると危険だということです。

2 相続分の放棄

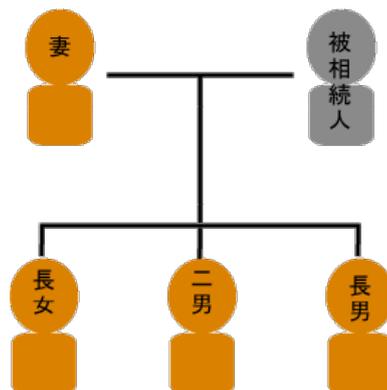
相続分放棄の意味

相続分の放棄もできます。これは遺産分割の調停や審判の席で、特別受益の持戻しをされると具体的相続分がゼロかマイナスになる相続人の場合にその例が見られます。

具体的相続分がプラスになる相続人でも、遺産はいらないと考える人は、相続分の放棄をすることができます。

なお、相続放棄と相続分の放棄は違います。その効果も異なります。その違いは、次のとおりです。

例えば、相続人が、妻、長男、次男、長女で、長女が①相続放棄をした場合と②相続分を放棄した場合を比較してみます。なお、相続分は法定相続分とします。



| | 相続放棄 | 相続分の放棄 |
|-------------|---------------------------|---------------------------|
| | 長女は相続人でなくなる | 長女は相続人であることに変わりはない |
| 放棄前の相続人の相続分 | 妻1/2, 長男1/6, 次男1/6, 長女1/6 | 妻1/2, 長男1/6, 次男1/6, 長女1/6 |
| 放棄後の相続分 | 妻1/2, 長男1/4, 次男1/4 | 妻3/5, 長男1/5, 次男1/5 |

【計算式】

長女が相続分を放棄した場合の他の相続人の相続分計算式は、次のとおりです。

① 相続人の相続分を、分母を同じ数にして通分します。

妻・・・・・・・・3/6

長男・・・1/6

次男・・・1/6

長女・・・1/6

になります。

- ② 相続分を放棄する相続人長女の分子の数を，残った相続人の分母の数から引きます。

長女が相続分の放棄をする場合は，相続分は1/6ですので，その分子は1です。この1を，妻と長男と次男それぞれの通分後の相続分分母6から引くこととなります。そうすれば，その数字は5になりますので，下記のとおりになるのです。

| |
|------------------------|
| 長女の相続分の放棄後の他の相続人の法定相続分 |
| 妻3/5, 長男1/5, 次男1/5 |

これは、結局のところ、相続開始時の各相続人の相続分（妻2/6, 長男1/6, 次男1/6, 長女1/6）のうち長女の相続分である1/6を、妻, 長男, 長女の相続分の比率すなわち3対1対1で割り振ったものになるのです。

結果的には、長女が相続放棄をした場合と、相続分の放棄をした場合の、他の相続人への影響は次のとおりになるのです。

| | |
|-------------------------|------------------------|
| 長女が相続放棄をした後の他の相続人の法定相続分 | 長女の相続分の放棄後の他の相続人の法定相続分 |
| 妻1/2, 長男1/4, 次男1/4, | 妻3/5, 長男1/5, 次男1/5 |

相続分放棄の手続

- (1) 調停又は審判手続で、手続からの排除決定を受ける

相続分の放棄をした相続人は、家庭裁判所によって、調停手続又は審判手続から排除される決定を受け、調停や審判は残された相続人の間でだけ進めることが可能になります。

家事事件手続法43条は「家庭裁判所は、当事者となる資格を有しない者及び当事者である資格を喪失した者を家事審判の手続から排除することができる。」と規定しており、調停手続でもこの規定が準用されているからです（同法258条）。

- (2) 遺産分割協議では

遺産分割協議には、手続からの排除という制度はないので、遺産分割で遺産を取得することを望まない相続人であっても、遺産分割協議に参加しなければ遺産分割は成立しません。